

同行援護アセスメント票

アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者は、必要に応じて支給決定することが出来ることとする。

アセスメント項目

No	調査項目		0点	1点		2点		特記事項	備考
1	視力障害	視力(6-1)	普通(日常生活に支障がない)	約1m離れた視力確認表の図が見える	目の前に置いた視力確認表の図が見える。	ほとんど見えない	見えているのか判断不能	障害程度区分認定調査項目「6-1」と同じ	矯正視力による測定とすること(視力確認表は下図)
2	視野障害	視野	ない 又は右記以外	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上(身体障害者手帳3級に相当)		両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上(身体障害者手帳2級に相当)		視力に上記問題がなく、視野に障害がある場合に評価すること	
3	夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	ない 又は右記以外	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある		—		視力、視野に上記問題がなく、夜盲等の症状により移動に著しく困難をきたしたものである場合に評価すること 必要に応じて様式例による医師意見書を添付	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能の場合に「歩行できる」と判断すること
4	移動障害	盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行	慣れていない場所であっても歩行ができる	慣れた場所での歩行のみできる		できない		夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能の場合に「歩行できる」と判断すること

【留意事項】

※「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等が想定される。

※「歩行」については、「車いす操作」等の移動手段を含むこと。

(視力確認表:A4版)



(申請者)氏名